

議員提出議案第3号

令和6年12月10日

利根町議会議長 大越 勇一 様

提出者 利根町議会議員 佐藤 眞一

賛成者 同 峯山 典明

賛成者 同 本谷 孝

利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

(提案理由)

茨城県教育委員会が認識し、貴省が把握の「平成26年度の国の問題行動調査」に、当時回答があった重大事態について、当時行ったという調査は、法に則ったものではなかった。従い被害者側へ謝罪するしかない。事実を伝えて、町教委が調査をやる、と県教委の課長クラスの会議で決まったのであれば、■■■■それを公表するべきだったと思います。

町側からの謝罪はなく、それは県教委の指導を無視し、自らの非を認めないということでありそのような町教委が行うとする調査には、常に世間の厳しい目が必要であったはずで、こうした観点から、文部科学省に対し措置を講ずるよう要望し、意見書を提出したいので提案する。

## 利根中学校のいじめ重大事態への対応の改善に関する意見書

平成25年、利根中学校で、当時2学年に在籍する女子生徒■■■■が、1年次からのいじめを訴えるも、学校に向き合ってもらえず、登校することができなくなった件については「重大事態の定義に該当すると学校が認識している（開示された第1回利根中学校いじめ防止対策委員会会議録より）」とし、卒業間際の平成26年度（平成27年1月29日と3月13日）に法に則った学校主体の調査（28条調査）を行った。本人の聞き取りもじゅうぶんやった。だからもう（調査）やらない。必要ない」と利根町側は主張を続けたため長い時間が経過した。

平成29年11月。茨城県教育委員会から「利根町教育委員会が調査をやると決まった。（平成30年）1月にやる。被害者側への謝罪から始める」等の話を聞きました（県教委が開示した文書有り）。しかし謝罪はなく、平成30年8月29日町教委主体の調査（28条調査）が開始され、令和2年12月25日調査報告書は提出されましたが、また結論はありませんでした。この28条調査が繰り返されたことについて、国は「乱暴だ」と言いました。

調査報告書は、■■が「話が違う」という通り、■■■■の話ではないような違和感があります。それは、町側との認識の違いやずれに留まらず、当時の■■■■の言動について調査委員会が推測として述べているからではないかと思えます。

令和6年利根町議会9月定例会での教育長の答弁により、平成30年8月29日から行われた利根町教育委員会主体の調査は、「平成29年12月25日付けで、（利根）中学校からの報告を受けて、町が認定した重大事態」についてであることが判明しました。不登校重大事態であった場合、その調査に係る指針には、調査は、「学校の設置者又はその設置する学校」が重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている。（いじめ防止対策推進法第28条第1項）とあります。

答弁にある同校から報告とされる「利根中第41号 平成29年12月25日 同校長から町教育委員会教育長宛 いじめ防止対策推進法に係る重大事態の報告について、本件は、法第28条第1項2号に該当する、とあり、学校が認めるとき、であるということです。それにも拘わらず、何故か「町が認定した重大事態」のようであり、学校の報告を受けた時点では、同法同条同項2号に該当するとあったものが、令和3年5月17日付 町長からの手紙には、同法同条同項1号の調査であるとの認識が述べられています。ようやく理解しました。

そもそも、茨城県教育委員会が認識し、貴省が把握の「平成26年度の国の問題行動調査」に、当時回答があった重大事態について、当時行ったという調査は、法に則ったものではなかった。従い被害者側へ謝罪するしかない。事実を伝えて、町教委が調査をやる、と県教委の課長クラスの会議で決まった（県教委から聞いた話と開示された文書より）のであれば、■■■■それを公表するべきだったと思えます。

町側からの謝罪はなく、それは県教委の指導を無視し、自らの非を認めないということであり（そのため28条調査を繰り返したことについて、貴省は「乱暴だ」と言いました）そのような町教委が行うとする調査には、常に世間の厳しい目が必要であったはずです。

1. 町教委主体の利根町調査報告書の調査に至る経緯及び同調査報告書の検証を行うこと。更に「本件」「本事案」とは不明確であり、具体的にあきらかにすること。
2. 平成27年1月29日開催の第1回利根中学校いじめ防止対策委員会（第三者を含めた校内調査組織）及び同年3月13日開催の第2回同委員会の調査が法に則ったものではなかったため、その実態解明と会議録の精査を行うこと。
3. 茨城県教育委員会が、文科省とも相談し、町教委の調査委員会へ情報提供した資料の検証を行うこと。
4. 当該生徒が利根中学校在籍時（平成24年度～平成26年度）における「国の問題行動調査」への「回答」と「実態」とのずれについての検証を行うこと。
5. 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができるとあり、その対応策について法律に明文化すること。

以上、地方自治法第99号の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日

茨城県北相馬郡利根町議会議長 大越 勇一

提出先：文部科学大臣